

基金情報

No. 60

平成19年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成18年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)	
事業所数(件)	246	0	年金掛金	調定額(円) 1,336,475,138	
加入員数(人)	男子	5,353	-13	収納額(円)	1,326,607,242
	女子	2,271	1	収納率	99.26%
	計	7,624	-12	事務費掛金調定額(円)	57,646,374
平均標準給与月額(円)	男子	346,405	252	資産運用	信託資産額(時価) 358億3,243万円
	女子	226,967	-333		修正総合利回り 4.11%
	計	310,828	7		ベンチマーク差 0.42%
受給者数(人)	5,663	6	慶弔金の支給件数・金額	67件120万円	
平均年金額(円)	463,027	411	年金相談件数	792件	

財政運営委員会・開催される

平成19年1月25日・第37回の財政運営委員会が開催されました。

委員会においては、平成19年に予定されています総選挙や財政再計算、法律改正事項の施行にあたっての対応方針などについて確認が行われました。

これらについては、2月19日開催の理事会または代議員会での承認・決定を得て実施することとなります。

総選挙・4月下旬～6月上旬に実施

総選挙は、法令に従い、平成19年4月下旬から同年6月上旬までの間、代議員、理事、理事長、監事について順次選出することとなります。

代議員(選定)は委任形式にて選出

代議員定数(30名)のうち半数は選定代議員として各事業主が選定することとなっていますが、従前からの例により、このたびも委任形式により選定する方向が委員会で確認されました。

委任形式による選定は、当基金の設立母体である東部硝子工業会会長または当基金の理事長が各事業主からの同意(委任)を得て実施することが予想されます。

互選代議員は立候補・選挙

代議員定数の残り半数は、加入員の選挙により選出することとなっていますので、公示(4月下旬頃)後の立候補の届出を受け、選挙を実施することとなります。

ただ、立候補者数が定数を超えない場合は無投票となります。

財政再計算にて剰余金取崩しも想定

平成19年の財政再計算(掛金の見直し)においては、当基金の加入員構成の推移などから上乗せ部分に係る掛金率が引き上がる可能性が予測されています。

このような状況が生じた場合は、剰余金を取崩し、引上げを抑えることとする財政再計算を行うことについて、委員会で確認されました。

2月の事業予定

上旬～ 第3四半期の資産運用状況ヒヤリング
19日 理事会・代議員会の開催

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

法律改正事項は国に準拠して実施

平成19年4月1日から、離婚時の分割、支給繰下げ、70歳在老の支給停止、申出による支給停止といった厚生年金における法律改正事項が施行されます。

これらの事項については、各基金の選択による実施という面もありますが、代行部分について法律改正内容に沿った実施を行わない場合は、年金額の減額あるいは支給の停止に相当する給付財源が新たに生じ、財政負担増となります。

このため、代行部分については法律改正内容に沿った実施を行う方向での委員会確認がされました。

上乗せ部分は現行どおり

一方、上乗せ部分については、法律改正内容に沿った実施を行った場合は、給付の減額に該当するとの国の見解が示されています。

上乗せ部分の給付水準の維持などのため、この度の法律改正により代行部分が減額または停止となる受給権者に対しても、上乗せ部分については減額または停止をしない方向での委員会確認がされました。

ただ、支給の繰下げに関しては、国と同様に申出の間、上乗せ部分の支給をせず、後に加算額をつけて支給することとなります。

規約変更は理事長専決

基金における法律改正事項の施行(実施)にあたっては、所要の規約変更手続を行う必要がありますが、国の細部の取扱いが遅れており、代議員会においては、法律改正事項の実施方針を議決し、後日、理事長専決にて規約変更手続を行うこととなり、この点についても委員会で確認されました。

企業年金の実施状況に関する調査 にご協力方お願いいたします

先般、当基金の全事業所に対しまして、企業年金の実施状況などに関する調査のお願いを申し上げたところです。

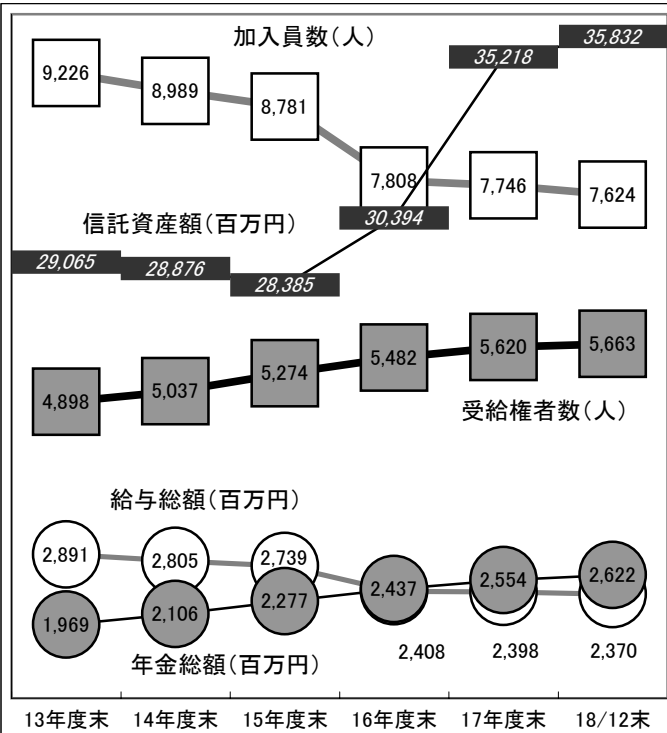
当調査は、厚生労働省年金局において、厚生年金基金制度の今後の検討に資す基礎資料とすることとし、全基金に対して求めています。

お手数をお掛けしますが、ご理解とご協力を賜り期限までにご回答いただきますようお願いいたします。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業所編入			
所在地変更			
名称変更		該当なし	
事業主変更			

主要事業の推移



基金関連・動向と状況

積立水準の特例措置・延期

厚生年金基金においては、毎年度の決算において財政検証が行われ、資産の積立水準が問われています。

この財政検証には、継続基準と非継続基準とがありますが、非継続基準については、基金における財政悪化の長期化が考慮され、平成19年3月までの間、資産の積立水準値(最低積立基準額)が90%に緩和されています。

しかし、基金の完全な財政の回復はなく、厚生労働省はこのたび、その緩和措置を今後5年間(平成24年3月まで)延長しています。

12月末収益率3.32% (R&I推定)

R&Iは、平成18年度第3四半期末(12月末)の厚生年金基金や企業年金基金などにおける運用収益率を調査・推計し、3.32%(通期)であると発表しました。

制度形態別にみますと総合型基金の収益率は3.57%であり、企業年金基金などの3.22%を0.35%上回っています。

厚生省・指定基金15を解除

厚生労働省は、一昨年指定した財政悪化による重点指導対象基金20のうち、15基金について昨年12月27日付けにて指定を解除しました。

指定が解除された基金は、掛金の引上げや給付減額の措置を行い、また株価の回復によって財政が好転したためとされています。

なお、これに併せ、1基金が新たに指定されています。これは、一昨年の指定の際、解散が予定されていたため除外されていたが、解散の取りやめによる指定となったようです。

厚生省・パート適用の検討に入る

厚生労働省は、昨年12月27日に社会保障審議会の年金部会を開催し、年金制度の改正に向けた議論を開始しました。

当日の部会に厚生労働省が例示した検討課題は、①パート労働者への厚生年金適用、②被保険者の対象年齢、③標準報酬の上下限、④在職支給停止、⑤加給年齢などとなっています。

パートの適用に関しては、関係業界などへの聞き取り調査を実施し検討・議論が進められるようですが、異論なども強く、結論を出すには激変緩和などを必要とする状況にあるようです。

基金用語

【支給停止】

支給停止とは、年金の受給権者について、特定の要素の存在をもって年金の全部または一部の支給を停止することをいいます。

厚生年金(基金)における代表的な支給停止に、在職中の支給停止があります。

在職中の支給停止は、年金の受給権者であると同時に厚生年金(基金)に加入している人が一定以上の報酬を得ているときは、報酬の多寡に応じ、年金の全部または一部を支給しないとする仕組みとなっています。これは、報酬との調整で、同様な仕組みに雇用保険との併給調整などがあります。

平成19年4月からは、70歳以上在職者の給付調整制度、老齢厚生年金の繰下げ制度や受給権者の申出による支給停止制度が施行され、支給停止の要素が拡大されます。

なお、支給停止と似たものに支払差止といった制度があります。支給停止と支払差止の違いは、支給停止の場合はその要素が解除されてもその間の年金は支給(支払)されませんが、支払差止の場合はその要素が解除されれば正額が遡って支払われることとなります。

りそな信託銀行・組織改正

りそな信託銀行は、平成19年1月11日付けで、組織改正を行いました。総合型基金の窓口は従前どおり東日本・西日本営業部の総合基金部があたることとなっています。

組織改正の狙いとしては、投資信託市場の拡大や適格年金制度の廃止など証券信託・企業年金をとりまく環境の変化に対応するとしています。

このため、①営業部と年金信託部の一部を統合し、「年金ソリューション部」を設置するほか、②信託財産運用部の内部部である「アセットマネジメント部」を独立部に、③「証券信託営業部」の設置、④「業務統括部」の設置がなされています。

年金資産の運用状況 修正総合利回り 〈平成18年度〉

